

福生市高齢者住宅 (シルバーピア都営熊川アパート 23 号棟) 「生活協力員・生活協力員住宅」入居者募集案内

この募集は、高齢者住宅シルバーピア都営熊川アパート 23 号棟（福生市大字熊川 1143 番地 1）の生活協力員及び同住宅に併設する生活協力員住宅入居者の募集です。

シルバーピア（高齢者住宅）は、65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者を対象とし、高齢者向けに配慮した集合住宅で、生活協力員を配置しています。

生活協力員は、市と業務委託契約をし、入居者の安否の確認や緊急時の対応などを行っていただきます。生活協力員の属する世帯は、併設する生活協力員住宅の入居申込者となります。

生活協力員・生活協力員住宅には、一定の要件、基準があります。申込資格等をご確認いただいた上で、お申込みください。

申込書 配布・受付 【期 間】	令和7年7月7日(月) ～ 令和7年7月31日(木) 午前8時 30 分から午後5時 15 分まで(水曜日は午後8時) ※日曜日・祝日を除きます。 ※申込書の受付は8月 15 日(金)までとなります。
申込書 配布・受付 【場 所】	福生市役所1階(9番窓口)介護福祉課高齢者支援係

申 込 方 法	①生活協力員申込書・②東京都特定公共賃貸住宅(あき家)使用申込書(両面)に必要な事項を記入して、必要な資格審査書類(別紙参照)と共に、直接受付場所へ持参し、提出してください。
---------	---

注 意 事 項	・申込みは、1世帯につき1通です。 ・申込み後は、申込者及び同居親族等の変更はできません。
---------	--

問 合 せ 先	福生市福祉保健部介護福祉課高齢者支援係 電話 042-551-1751(直通)
---------	--

目 次

概 要	1ページ
目 次	2ページ
<申込資格> 高齢者住宅生活協力員	3ページ
<申込資格> 生活協力員住宅	4～5ページ
申込から入居まで	6ページ
募集する住宅	7ページ
所得基準表の見方	8～9ページ
給与所得の方(会社員・パート・アルバイト等)	10～11 ページ
事業等所得の方(自営業・外交員等)	12 ページ
年金を受けている方	13 ページ
特別控除について	14 ページ

＜申込資格＞高齢者住宅生活協力員

申込みのできる方は、次の①～⑤のすべてにあてはまる方です。

①生活協力員住宅の申込資格があること(4ページを参照)

申込者を含む世帯が生活協力員住宅の申込資格を有すること。

②年齢が18歳以上65歳未満で心身が健康であること

③高齢者の福祉に理解があること

④入居者の生活支援に熱意があること

⑤生活協力員住宅に入居し、在宅業務が可能であること

＜生活協力員の業務等について＞

- (1)入居者の安否の確認に関すること。
- (2)入居者の緊急時の対応に関すること。
- (3)入居者の疾病等に対する一時的な介助に関すること。
- (4)入居者の日常生活の相談に関すること。
- (5)入居者への情報提供に関すること。
- (6)関係機関との連絡に関すること。
- (7)生活相談室及び談話室の管理に関すること。
- (8)その他、入居者の安心な生活の支援に関すること。
- (9)生活協力員の休日は、①土曜日・日曜日、②国民の祝日に関する法律に規定する休日、③12月29日～1月3日とし、この休日は原則として業務は行わないものとしますが、入居者の緊急時の対応に関する業務はこの限りではありません。

▼業務委託等

- (1)生活協力員は、市と業務の委託契約を行っていただきます。
- (2)業務委託料は、毎年度予算の範囲内とします。
- (3)生活協力員住宅の使用料(共益費を除く)を助成します。

＜申込資格＞生活協力員住宅

申込みのできる方は、次の①～⑦のすべてにあてはまる方です。

①高齢者住宅生活協力員の応募資格者がいること(3ページを参照)

生活協力員住宅の申込世帯の中に、高齢者住宅生活協力員の応募資格を有する方がいて、その方が高齢者住宅生活協力員としての業務ができること。

②同居親族がいること

申込書配布期間内に、一緒に住んでいる親族と申し込むことが原則です。

(1)現在別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

ア 婚約者であること。(入居の手続きまでに入籍できること。)

イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

ウ 独立して生計を営む2親等内の直系血族又は直系姻族であること。

(2)次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

ア 夫婦が別居する申込み

イ 結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

(3)内縁関係の場合、住民票の写しの続柄の記載が「未届の夫(または妻)」となっており、法律上の配偶者がいないこと。

(4)パートナーシップ関係の場合、パートナーシップ受理証明書等で確認でき、法律上の配偶者がいないこと。

※申込み後は、申込者、同居親族等の変更はできません(出生・死亡の場合を除く)。

③東京都内に居住していること

申込者は、申込日現在東京都内に居住する方で、住民票の写しで証明できること。

外国人については、日本国に永住・定住することを認められた方。

④所得が定められた基準内であること

申込者及び同居親族の年間所得の合計額が ページの所得基準内であること。

※ページを参考にして世帯の所得を確認してください。

⑤市・都民税、国民健康保険税等を滞納していないこと

申込者及び同居予定者の親族全員が市民税(法人市民税を含む。)等を滞納していないこと。

※納期到来分まで納付していることを納税証明書等で確認します。

⑥土地や建物の所有者がいないこと(同居予定親族を含む)

申込者又は入居しようとする親族に、土地や建物の所有者がいる場合(共有持ち分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含む。)は、申込みできません。

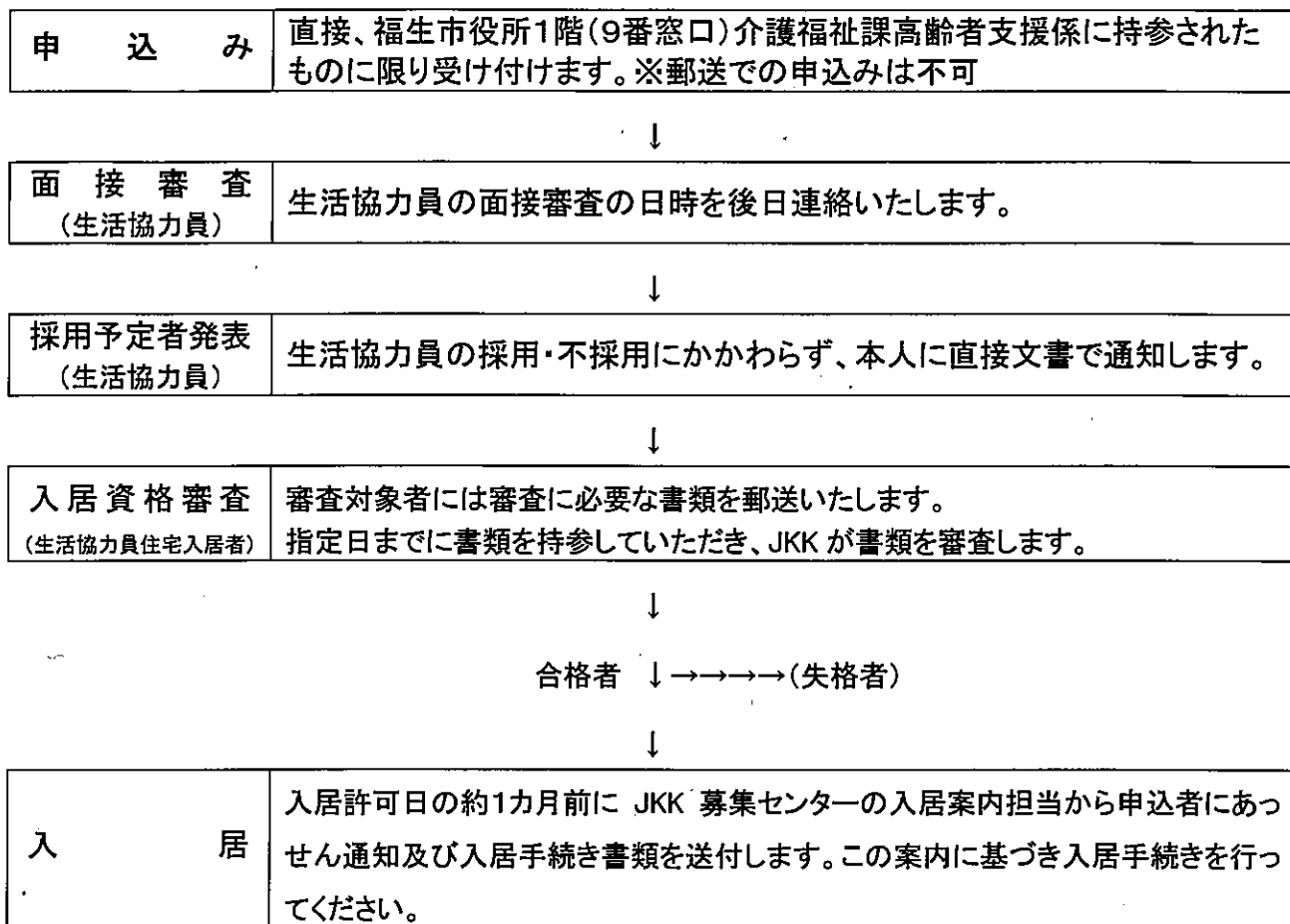
ただし、建物を所有しない土地のみの所有者、あるいは所有している建物が固定資産登録台帳の区分に「店舗」あるいは「事務所等」と登録されている場合は除く。

⑦申込者及び同居親族が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ紹介する場合があります。

申込みから入居まで



＜募集する住宅＞ 都営熊川アパート 23 号棟

＜住 所＞ 福生市大字熊川 1143 番地1

＜種 別＞ 生活協力員住宅

＜募集戸数＞ 1戸

構 造	面積	間取り		使用料(予定)
鉄筋コンクリート造	70.66 m ²	3DK	DK 洋室 和室(6帖) 和室(6帖)	70,000 円

※生活協力員住宅の使用料(共益費を除く)は、福生市高齢者住宅生活協力員規則に基づき、市が助成します。

※業務委託料は、月額 100,000 円の予定です。

所得基準表の見方

1 まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは

給料やボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者等の所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

10 ページをご覧ください

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は、確定申告書でお確かめください。

12 ページをご覧ください

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

13 ページをご覧ください

☆所得金額計算上の注意

①次の収入は0円とし、所得となりません。

仕送り、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得

②給与所得、事業所得については、過去に収入があっても申込日現在失業、廃業で収入がない場合は、その収入に限り所得を0円とします。ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されている必要があります。

③現在は収入があっても、申込日から2カ月以内に「結婚するため」または「現在妊娠中で出産するため」のいずれかの理由により退職することが確定している場合は、所得金額を0円とすることができます。

④勤務先に変更がない場合でも、申込日からさかのぼって1年以内に雇用形態に変更（正社員から嘱託員等）があった方は、現在の雇用形態で得ている所得（実績または見込みの額）で入居資格審査を行います。

⑤一人で2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

2 家族全員の所得合計金額はいくらですか

所得金額は、申込みをする家族全員の申込日現在の「所得金額の合計」でみます。なお、特別控除金額(①・②)を所得金額から差し引いてください。

※特別控除金額(①・②)については、ページをご覧ください。

家族氏名	(所得金額) - (特別控除金額②)
	() - ()
	() - ()
合 計	() - ()

合計所得金額 合計特別控除金額② 特別控除金額① 世帯の所得金額
 () - () - () = ()

3 家族数は何人ですか

所得基準表の家族数とは

申込者本人 + 同居親族数 + 遠隔地扶養者数 = 家族数
 [人] [人] [人] [人]

※遠隔地扶養者とは、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で、都民住宅に入居しない方をいいます。例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、入居資格審査のときに課税証明書で確認できることが必要です。

※出産する予定があっても、申込みの時に生まれていなければその胎児は家族数に含まれません。

4 所得基準表

あなたの世帯の家族数、申込みをする家族全員の所得金額を次の表にあてはめて確認してください。

家族数	所得金額
2人	2, 276, 000円 ~ 6, 224, 000円
3人	2, 656, 000円 ~ 6, 604, 000円
4人	3, 036, 000円 ~ 6, 984, 000円
5人	3, 416, 000円 ~ 7, 364, 000円
6人	3, 796, 000円 ~ 7, 744, 000円

給与所得の方(会社員・パート・アルバイト等)

①現在の仕事を始めた日が前年1月1日以前で、前年1月以降に休職期間がない方

源泉徴収票をお確かめください。

●仕事先が1か所の場合

「給与所得控除後の金額」の欄に記入されている額から100,000円を差し引いた金額が都民住宅の所得金額です。

●仕事先が2か所の場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票の「支払金額」を合計してから、下の表に当てはめて「都民住宅の所得金額」に換算してください。

令和 5 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 金額は るす	住所又は居所		(受給者番号)												
			(個人番号)												
			(税額)												
			氏												
			姓												
号	別	支	払	金	額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	所得税額等				源泉徴収額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
控除対象配偶者の 所得等		配偶者控除 の額		配偶者扶養控除の額 (配偶者控除)		扶養控除 の額		所得税 の額		源泉徴収 の額		控除額			

※源泉徴収票の出ない方

令和5年1月から12月までの税込支給額を合計した金額が年間総収入額となります。下表の計算式で年間総収入額を都民住宅の所得金額に換算してください。

＜年間総収入額を所得金額に換算する計算式＞

年間総収入額	計算式と所得金額	都民住宅の所得金額
551,000 円未満	0 円	0 円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	12 か月分の収入額－550,000 円＝所得金額	所得金額－100,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	1,069,000 円	969,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	1,070,000 円	970,000 円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	1,072,000 円	972,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	1,074,000 円	974,000 円
1,628,000 円以上 1,804,000 円未満	次のとおり、12 か月分の収入額を端数整理します。 $12 \text{ か月分の収入額} \div 4 = A$ $A \text{ の } 1,000 \text{ 円未満を切り捨てた額} = B$	左で出した所得金額－100,000 円
1,804,000 円以上 3,604,000 円未満		
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満		
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満		
8,500,000 円以上	12 か月分の収入額－1,950,000 円	

②現在の仕事を始めた日が前年1月2日以降で、休職期間がない方

申込日の前月からさかのぼって 12 か月分の収入額を下表で合計してから、前ページの表にあてはめて「都民住宅の所得金額」に換算してください。

仕事を始めてから 12 カ月たっていない場合は、実際に支払いを受けた収入額の平均月額を 12 倍して 12 か月分の見込み額を計算してから前ページの表にあてはめて「都民住宅の所得金額」に換算してください。

③申込日現在は復職しているが、前年1月から申込日までの間に休職期間があった方

申込日の前月からさかのぼって 12 か月分の収入額を下表で合計してから、前ページの表にあてはめて「都民住宅の所得金額」に換算してください。復職してから 12 か月たっていない場合は、復職後の収入額の平均月額を 12 倍して 12 か月分の見込み額を計算してから前ページの表にあてはめて「都民住宅の所得金額」に換算してください。

④会社に在籍しているが、申込日現在は休職中である方

休職する前の月からさかのぼって 12 か月分の収入額を下表で合計してから、前ページの表にあてはめて「都民住宅の所得金額」に換算してください。

<収入額計算表>

①働いた年月	②給与(諸手当を含む)	③賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合 計	円	円

給与計()/働いた月数 × 12 + 賞与計() = 12 か月分の収入額

事業等所得の方(自営業・外交員等)

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。すでに廃業した仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。

仕事を始めた日と確定申告の有無によりあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。また、個人年金は雑所得の計算に加算してください。

①現在の事業を開始した日が前年1月1日以前の方

令和5年分の所得税の確定申告書の控えなどで確認してください。

事業等所得	①	4	1	0	6	4	0	0
事業所得	②							
不動産所得	③							
利子所得	④							
配当所得	⑤							
雑所得	⑥							
公的年金等	⑦							
雑所得	⑧							
その他	⑨							
⑦から⑨までの計	⑩							
総合所得・一時所得	⑪							
⑪から⑫までの計	⑫	4	1	0	6	4	0	0

⑫から①を差し引いた金額が所得金額です。

申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を10ページの計算式にあてはめて、「都民住宅の所得金額」に換算してください。

②上記①以外の方

下の表にしたがって12か月分の所得金額を計算してください。

営業した月	収入	-	必要経費	=	所得金額
年 月		-		=	
年 月		-		=	
年 月		-		=	
年 月		-		=	
年 月		-		=	
年 月		-		=	
年 月		-		=	
年 月		-		=	
年 月		-		=	
年 月		-		=	
年 月		-		=	
合 計	所得金額計				円

計算上の注意

月別に収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

現在の事業を始めたのが前年1月2日以降の場合は申込日の前月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。

現在の事業を始めたのが最近で営業した月数が12か月に満たない場合は、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

所得金額計()/営業した月数() × 12 = 12か月分の所得金額()

年金を受けている方

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。所得金額を0円としますので、計算する必要はありません。また、個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

①年金を受け取り始めたのが、前々年12月以前で、すべての年金額に変更がない方

最新の「公的年金等の源泉徴収票」などで支払金額を確認し合算してください。

②年金を受け取り始めたのが、前年1月以降、または年金額に変更があった方

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで年金額を確認してください。

①②共通 年金収入額を「都民住宅の所得金額」に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	都民住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額-1,100,000円	税法上の所得金額 -100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75-275,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	年金収入額×0.85-685,000円	
	7,700,000円～10,000,000円未満	年金収入額×0.95-1,455,000円	
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額-600,000円	税法上の所得金額 -100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75-275,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	年金収入額×0.85-685,000円	
	7,700,000円～10,000,000円未満	年金収入額×0.95-1,455,000円	

この金額を上回る場合はお問合せください。

年金のほかに給与や個人年金等の収入のある方は、それぞれ所得を計算し、合計した金額が年間所得金額になります。

特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。特別控除の適用は、原則として課税(非課税)証明書で確認します。

①申込み世帯の合計所得金額から差し引くもの(申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	
特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族(配偶者を除く。)で16歳以上23歳未満の方	
障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方(障害の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	特別障害者控除を受ける方は、障害者控除をあわせて受けることはできません。
特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を各々 6 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方(過去に交付を受けていた方を含む。) 7 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

②特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの(申込者・同居親族が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
寡婦控除	27万円	・夫と離婚した後婚姻をしていない方で、次の①及び②に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で年間所得金額が500万円以下の方(扶養親族または生計を一にする子がいない方も当てはまります。)	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ない時は、その所得金額と同額のみ差し引きます。
ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で次の①及び②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

※ひとり親控除に該当する方は、寡婦控除の適用はありません。

※婚姻をしていないとは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。

※生計を一にする子は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

当てはまる控除金額の合計を9ページの特別控除欄に記入してください。